

## 学長業績評価 学内意見調査書

学長が提出した自己評価に対しての意見を記載してください。  
全ての項目を記載頂く必要はありません。

No.	項目	5段階 (ブルダウ ンから選 択)	意見
1	教育		
2	研究		
3	診療		
4	総合		
5	その他 法人運営 等		
6	総合評価		

みほん

### 【5段階評価】

#### 項目

- S 学長として極めて優れた手腕を発揮し、学長の所信と中期計画等を大幅に超える実績を上げたと認められる
- A 学長として優れた手腕を発揮し、学長の所信と中期計画等を超える実績を上げたと認められる
- B 学長の所信と中期計画等を着実に達成したと認められる
- C 学長の所信と中期計画等が未達成、若しくは業務運営において問題となる事象が発生したと認められる
- D 学長の所信と中期計画等が大幅に未達成、若しくは業務運営において重大な問題となる事象が発生したと認められる

### 【備考】

#### 1 調査書を記載できる者

奈良県立医科大学学長選考等に関する規程第9条に定める意向調査対象者に準じる

- (1) 学長
- (2) 副理事長、理事及び監事
- (3) 常勤の教員のうち教授、准教授、講師及び助教
- (4) 常勤の者のうち、以下に掲げる職にある者。ただし、公立大学法人奈良県立医科大学と雇用契約を締結しているものに限る。
  - (ア) 教授(地域医療学講座)、准教授(地域医療学講座)、講師(地域医療学講座)、助教(地域医療学講座)
  - (イ) 教授(糖尿病学講座)、准教授(糖尿病学講座)、講師(糖尿病学講座)、助教(糖尿病学講座)
  - (ウ) 教授(寄附講座)、准教授(寄附講座)、講師(寄附講座)、助教(寄附講座)
  - (エ) 教授(共同研究講座)、准教授(共同研究講座)、講師(共同研究講座)、助教(共同研究講座)
  - (オ) 特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教
  - (カ) 教授(医師・患者関係学講座)、准教授(医師・患者関係学講座)、講師(医師・患者関係学講座)、助教(医師・患者関係学講座)
- (5) 課長補佐、室長補佐又は副室長以上の事務職員及び技術職員
- (6) 技師長及び副技師長
- (7) 薬剤部長及び薬剤部副部長
- (8) 看護部長、看護部副部長及び看護師長
- (9) 栄養管理部次長
- (10) 経営審議会又は教育研究審議会の委員

#### 2 提出方法

メール：意見調査専用のアドレス

#### 3 提出期間

2019年9月20日(金)～2019年10月3日(木) 17:00